

第87回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2020年6月25日（木曜日）

午前10時（午前9時開場）

開催場所

トレードピア淀屋橋 19階
TKPガーデンシティ大阪淀屋橋
大阪市中央区今橋2-5-8

会場が前回と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照いただき、お間違えないようご注意ください。

決議事項

- 第1号議案 取締役7名選任の件
第2号議案 取締役の報酬額改定の件

書面またはインターネットによる議決権行使期限

2020年6月24日（水曜日）午後5時40分まで

株式会社 **モリタホールディングス**

証券コード 6455

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、議決権は、書面またはインターネットによる事前行使をご活用くださいますよう強くご推奨申し上げます。

ご出席を希望される株主様は、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。

また、株主総会会場において、感染予防のため体温測定等の措置を講じる場合がありますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。



目次

第87回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
添付書類	
事業報告	11
連結計算書類	30
計算書類	40
監査報告書	50

株 主 各 位

大阪市中央区道修町三丁目6番1号
株式会社モリタホールディングス
代表取締役会長兼CEO 中島正博

第87回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第87回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面または電磁的方法（インターネット）によって議決権を行使することができますので、その場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、2020年6月24日（水曜日）午後5時40分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時	2020年6月25日（木曜日）午前10時
2. 場 所	大阪市中央区今橋2-5-8 トレードピア淀屋橋 19階 TKPガーデンシティ大阪淀屋橋 <u>（会場が前回と異なりますので、末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照のうえ、お間違えのないようご注意ください。）</u>
3. 会 議 の 目 的 事 項	報告事項 1. 第87期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第87期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 取締役7名選任の件 第2号議案 取締役の報酬額改定の件
4. 招 集 に あ た っ て の 決 定 事 項	代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として、株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 書面または電磁的方法（インターネット）による議決権行使の方法については、2ページから4ページをご覧ください。
- 株主総会参考書類及び添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト <https://www.morita119.com>

モリタホールディングス

Q 検索

以 上

議決権行使方法のご案内

議決権行使の方法は以下の方法がございます。 5 ページ以降の株主総会参考書類をご検討のうえ、ご行使いただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席いただける場合



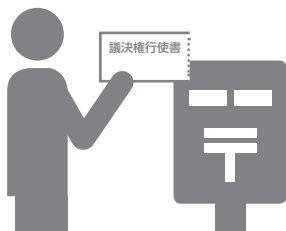
株主総会
開催日時

2020年6月25日（木曜日）午前10時（午前9時開場）

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

- 株主総会当日は、資源節約のため、この「招集ご通知」をお持ちくださいますようお願い申し上げます。

当日ご出席いただけない場合



書面（郵送）によるご行使

行使期限

2020年6月24日（水曜日）午後5時40分必着

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

インターネットによるご行使

行使期限

2020年6月24日（水曜日）午後5時40分まで

当社の指定する議決権行使ウェブサイトアクセスしていただき、上記の行使期限までに賛否をご送信ください。

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

▶詳細は次頁をご覧ください。

- 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効としてお取り扱いいたします。

【インターネットにより議決権を行使される場合のお手続について】

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ下記事項をご了承のうえ、ご行使くださいますようお願い申し上げます。

1. インターネットによる議決権行使は、2020年6月24日（水曜日）午後5時40分まで有効ですが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めにご行使されますようお願い申し上げます。
2. インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによって可能です。なお、携帯電話等を用いたインターネットでもご利用いただくことが可能です。

《議決権行使ウェブサイト》 <https://www.web54.net>

※スマートフォン、バーコード読取機能付の携帯電話等を利用して右の「QRコード®」を読み取り、議決権行使ウェブサイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちのスマートフォン、携帯電話等の取扱説明書をご確認ください。



（QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。）

3. インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案の賛否をご入力ください。
4. 書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
5. インターネットによる議決権行使が、複数回行われた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
6. 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者への料金（接続料金等）は株主様のご負担となりますのでご了承ください。

「スマート行使」による方法

スマートフォンをご利用の場合は、議決権行使書用紙に記載の「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、議決権行使コード及びパスワードが入力不要で議決権行使ウェブサイトアクセスできます。

※ 1 回に限り有効です。

※ 上記のログインQRコードを用いずに議決権行使される場合は、議決権行使コード及びパスワードの入力が必要となります。

※ 再行使される場合は、議決権行使コード及びパスワードの入力が必要となります。

【お問い合わせ先について】

- (1) インターネットによる議決権行使に関してパソコン等の操作方法でご不明な点につきましては、下記にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート専用ダイヤル

 0120-652-031（受付時間 9：00～21：00）

- (2) その他のご照会は、下記にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

- ① 証券会社に口座をお持ちの株主様

株主様の口座のある証券会社にお問い合わせください。

- ② 証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）

三井住友信託銀行 証券代行部

 0120-782-031（受付時間 9：00～17：00 土日休日を除く）

株主総会参考書類

第1号議案 取締役7名選任の件

取締役 中島正博、尾形和美、森本邦夫、金岡真一、磯田光男、川西孝雄の6氏は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の一層の強化を図るため、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

取締役候補者

候補者 番 号	氏 名	現在の当社における地位	取締役会への 出席状況
1	なか じま まさ ひろ 中 島 正 博 再 任	代表取締役会長兼CEO	12回/12回 (100%)
2	お がた かず み 尾 形 和 美 再 任	代表取締役	12回/12回 (100%)
3	もり もと くに お 森 本 邦 夫 再 任	取締役	10回/10回 (100%)
4	かな おか しん いち 金 岡 真 一 再 任	取締役	12回/12回 (100%)
5	いそ だ みつ お 磯 田 光 男 再 任 社 外	社外取締役	12回/12回 (100%)
6	かわ にし たか お 川 西 孝 雄 再 任 社 外	社外取締役	12回/12回 (100%)
7	ほう じょう まさ き 北 條 正 樹 新 任 社 外	—	—

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	なか じま まさ ひろ 中 島 正 博 (1950年 2 月 3 日生) 再 任	1972年 3 月 当社入社 2003年 4 月 当社執行役員 2004年 6 月 当社取締役 2006年 6 月 当社代表取締役社長 2008年10月 (株)モリタ代表取締役社長 2015年 6 月 (株)モリタエコノス代表取締役会長 2015年 6 月 (株)モリタテクノス代表取締役会長 2015年 6 月 (株)モリタ代表取締役会長(現在) 2015年 6 月 当社代表取締役会長 2016年 2 月 BRONTO SKYLIFT OY AB 取締役会議長(現在) 2016年 6 月 当社代表取締役会長兼CEO(現在) 2017年 4 月 (株)モリタ環境テック代表取締役会長 2017年 6 月 日野自動車(株)社外監査役(現在) 2019年 6 月 (株)モリタ環境テック取締役(現在) 【重要な兼職の状況】 (株)モリタ代表取締役会長 BRONTO SKYLIFT OY AB 取締役会議長 日野自動車(株)社外監査役	143,206株
			取締役会への出席状況 全12回/全12回 (100%)
【取締役候補者とした理由】 消防車輛事業や産業機械事業で要職を歴任し、2004年に取締役に就任後、2006年から2015年まで代表取締役社長、2015年から代表取締役会長を務め、長年経営の中枢を担っており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。この豊富な経験及び実績を活かして、引き続き経営全般の監督機能及び意思決定機能において十分な役割を果たすことができると判断したため、選任をお願いするものであります。			
候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2	お がた かず み 尾 形 和 美 (1960年 2 月 3 日生) 再 任	1982年 4 月 当社入社 2011年 4 月 (株)モリタ執行役員、営業統括本部 事業統括部長 2013年 6 月 同社取締役、営業統括本部 事業統括部長 2015年 6 月 同社代表取締役社長 2015年 6 月 当社代表取締役社長 2019年 6 月 (株)モリタ代表取締役 社長執行役員(現在) 2019年 6 月 当社代表取締役 社長執行役員(現在) 【重要な兼職の状況】 (株)モリタ代表取締役 社長執行役員	24,261株
			取締役会への出席状況 全12回/全12回 (100%)
【取締役候補者とした理由】 消防車輛事業で長年にわたり営業部門・生産部門の要職を歴任し、2015年から代表取締役を務めており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。この豊富な経験及び実績を活かして、引き続き経営全般の監督機能及び意思決定機能において十分な役割を果たすことができると判断したため、選任をお願いするものであります。			

株主総会参考書類

候補者 番 号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株式数
3	もり もと くに お 森 本 邦 夫 (1958年 3 月 3 日生) 再 任	1980年 4 月 当社入社 2002年 4 月 当社管理サービス本部 購買部長 2008年10月 (株)モリタ執行役員、生産本部副本部長、技術部長 2011年 6 月 同社取締役、生産副本部長、生産企画部長、海外 事業推進部長 2015年 6 月 同社常務取締役 2015年 6 月 同社生産本部長、商品開発本部長 2016年 1 月 BRONTO SKYLIFT OY AB Executive Director 2019年 4 月 当社常務執行役員(現在) 2019年 4 月 グループ戦略本部長、モリタATIセンター長(現 在) 2019年 6 月 当社取締役(現在)	23,423株
			取締役会への 出席状況
			全10回/全10回 (100%)
		【取締役候補者とした理由】 消防車輛事業で長年にわたり生産部門・技術部門・開発部門の要職を歴任し、2016年からは海外のグループ子会社の経営にも携わり、企業経営に必要な経験と幅広い見識を有していると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。	
候補者 番 号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株式数
4	かな おか しん いち 金 岡 真 一 (1959年 8 月 21 日生) 再 任	1982年 4 月 当社入社 2007年 4 月 当社管理サービス本部 経理部長 2010年 6 月 当社執行役員(現在) 2011年10月 当社管理サービス本部長 2018年 4 月 当社グループコーポレート本部長 2018年 6 月 当社取締役(現在) 2019年 4 月 当社経理・情報管理本部長(現在)	13,930株
			取締役会への 出席状況
			全12回/全12回 (100%)
		【取締役候補者とした理由】 経理業務に長年にわたり従事し、2010年に執行役員に就任後、管理部門を統括する要職に就き、当社における豊富な業務経験と企業経営に必要な幅広い見識を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。	

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
5	いそだみつお 磯田 光男 (1970年1月7日生) 再 任 社 外	1995年4月 弁護士登録(大阪弁護士会) 1995年4月 三宅合同法律事務所(現 弁護士法人三宅法律事務所)入所 2001年6月 ハーバード・ロースクールLL.M.課程修了 2001年8月 ピルズベリー・ウィンスロップ法律事務所ニューヨーク・オフィスにて研修 2002年2月 ニューヨーク州弁護士登録(当時) 2002年7月 弁護士法人三宅法律事務所パートナー 2014年6月 ㈱長谷工コーポレーション社外監査役(現在) 2016年6月 当社取締役(現在) 2019年5月 弁護士法人三宅法律事務所代表社員(現在) 【重要な兼職の状況】 弁護士法人三宅法律事務所代表社員 (㈱長谷工コーポレーション社外監査役	1,400株
			取締役会への出席状況
			全12回/全12回 (100%)
		【社外取締役候補者とした理由】 直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士として法令についての高度な専門的見地から、当社の経営に独立性及と透明性の高い監視機能を発揮されることを期待し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。	
候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
6	かわにしただお 川西 孝雄 (1948年11月23日生) 再 任 社 外	1972年4月 ㈱三和銀行(現 ㈱三菱UFJ銀行)入行 1999年6月 同行執行役員 2002年1月 ㈱UFJ銀行(現 ㈱三菱UFJ銀行)常務執行役員 2004年5月 同行代表取締役専務執行役員 2006年1月 ㈱三菱東京UFJ銀行(現 ㈱三菱UFJ銀行)常務取締役 2008年4月 同行副頭取 2010年6月 ㈱ジェーシービー代表取締役兼執行役員社長 2014年6月 同社代表取締役会長 2015年2月 ㈱ユニリタ社外取締役(現在) 2017年6月 当社取締役(現在) 2017年6月 ㈱ジェーシービー取締役会長 【重要な兼職の状況】 (㈱ユニリタ社外取締役	1,200株
			取締役会への出席状況
			全12回/全12回 (100%)
		【社外取締役候補者とした理由】 会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識、さらには金融機関で培われた専門的な知識を当社の経営に活かしていただきたいため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。	

株主総会参考書類

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
7	ほう じょう まさ き 北 條 正 樹 (1948年10月2日生)	1971年4月 大福機工(株)(現 (株)ダイフク)入社 1998年6月 同社取締役 2000年4月 Daifuku America Corporation取締役社長 2004年4月 (株)ダイフク代表取締役専務 Daifuku Canada Inc.取締役社長 2006年4月 (株)ダイフク代表取締役副社長 2007年12月 Jervis B.Webb Company会長 2008年4月 (株)ダイフク代表取締役社長 2011年1月 Daifuku Webb Holding Company会長 2018年4月 (株)ダイフク取締役相談役	0株
	新 任		取締役会への出席状況
	社 外		—
【社外取締役候補者とした理由】 会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識を備えており、さらには海外経験も豊富で、当社の経営に活かしていただきたいため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。			

- (注) 1. 各取締役候補者と会社との間には特別の利害関係はありません。
2. 磯田光男、川西孝雄、北條正樹の3氏は、社外取締役候補者であり、(株)東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員の候補者であります。
3. 当社と磯田光男、川西孝雄の両氏は、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額であります。両氏の再任をご承認いただいた場合、当社は、両氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。また、本総会において北條正樹氏の選任をご承認いただいた場合、当社は、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
4. 取締役会への出席状況の全回数が異なるのは、就任時期の違いによるものです。

第2号議案 取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、2016年6月29日開催の第83回定時株主総会において年額230百万円（うち社外取締役30百万円）以内としてご承認いただき現在に至っております。

このたび、当社は第1号議案のとおり、経営体制のより一層の強化のために社外取締役1名の増員を提案させていただいております。これにより、取締役の報酬額の総額は変更せずに、社外取締役の報酬額のみを増額し、年額230百万円（うち社外取締役40百万円）以内に改定することといたしたく、お願いするものであります。

なお、取締役の報酬には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分としての給与は含まれないものといたします。

また、現在の取締役の員数は6名（うち社外取締役は2名）ですが、第1号議案が原案どおりご承認いただいた場合、取締役の員数は7名（うち社外取締役は3名）となります。

以 上

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用環境の改善に伴い緩やかな回復基調にありましたが、米中貿易摩擦の長期化に加え、新型コロナウイルスの感染拡大による世界経済の停滞や社会不安が重なり、先行きに対する不透明感が増しております。

このような環境のもと、当社グループは中期経営計画「Morita Reborn 2025」の初年度として、企業価値の向上に向けた諸施策に取り組んでまいりました。

当連結会計年度の業績につきましては、消防車両事業及び防災事業が低調であったことから、売上高は前期比4,601百万円減少し、86,922百万円（5.0%減）、営業利益は前期比628百万円減少し、8,855百万円（6.6%減）、経常利益は前期比778百万円減少し、9,326百万円（7.7%減）となりましたが、旧東京本社売却による固定資産売却益を計上したこともあり、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比580百万円増加し、6,971百万円（9.1%増）となりました。

売上高

869億22百万円

前期比 5.0%減 ▼

営業利益

88億55百万円

前期比 6.6%減 ▼

経常利益

93億26百万円

前期比 7.7%減 ▼

親会社株主に帰属する当期純利益

69億71百万円

前期比 9.1%増 ▲

セグメント別の概況は次のとおりであります。

消防車輛事業は、主に国内売上の減少により、前期比では売上高は3,611百万円減少し、51,014百万円(6.6%減)、セグメント利益は539百万円減少し、5,715百万円(8.6%減)となりました。

防災事業は、パッケージ型自動消火設備「スプリネックス」の売上が低調であったことから、前期比では売上高は1,851百万円減少し、19,774百万円(8.6%減)、セグメント利益は398百万円減少し、1,718百万円(18.8%減)となりました。

産業機械事業は、製品の売上が堅調に推移したことから、前期比では売上高は666百万円増加し、5,375百万円(14.1%増)、セグメント利益は127百万円増加し、508百万円(33.3%増)となりました。

環境車輛事業は、製品の売上が堅調に推移したことから、前期比では売上高は195百万円増加し、10,756百万円(1.9%増)、セグメント利益は99百万円増加し、881百万円(12.8%増)となりました。

(2) 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染拡大により国内外の経済活動が停滞し、先行き不透明な状況が続くものと予想され、当社グループにおきましても生産・販売等への影響を注視する必要があります。

このような状況の中、当社グループは中期経営計画「Morita Reborn 2025」で掲げる「グローバルな総合防災ソリューション企業」へと飛躍すべく、以下の基本方針を確実に実行してまいります。

基本方針

- ① 既存事業の収益力強化
- ② 海外事業・新規事業の育成、拡大
- ③ 基礎研究力・新商品開発力の強化
- ④ 革新力を持った人財の育成
- ⑤ C S R 活動の推進

経営数値目標

- | | |
|------------------|-----------|
| ① 営業利益率 | 12% |
| ② R O E（自己資本利益率） | 10% |
| ③ D O E（株主資本配当率） | 2.5%以上を目安 |
| ④ 営業利益の過去最高の更新 | |
| ⑤ 成長戦略投資枠（M&A含む） | 200億円 |

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度の主要な資金調達につきましては、経常的な調達のほかは特記すべき事項はありません。

(4) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資につきましては、九州地区営業拠点の新築など総額1,582百万円の設備投資を実施いたしました。

(5) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(6) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(7) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(8) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

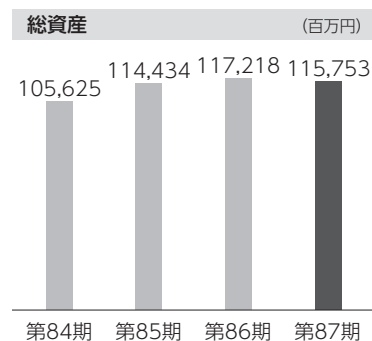
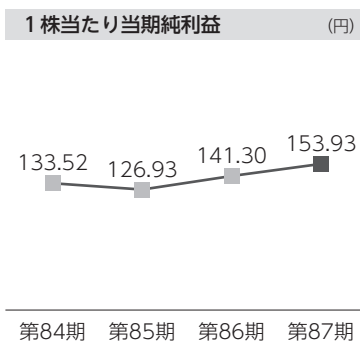
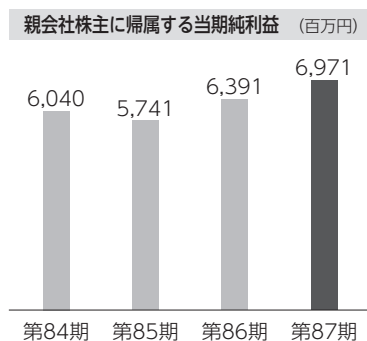
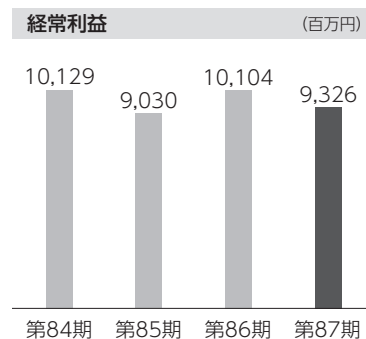
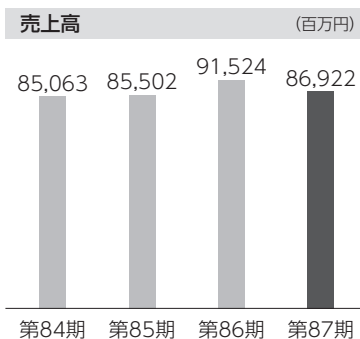
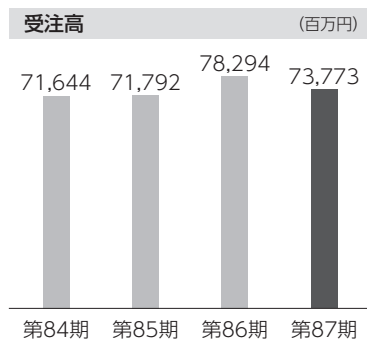
当連結会計年度において、当社が保有する㈱ミヤタサイクルの株式をすべて売却しております。これに伴い、同社を持分法適用の範囲から除外しております。

(9) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第84期 (2016/4～2017/3)	第85期 (2017/4～2018/3)	第86期 (2018/4～2019/3)	第87期 (2019/4～2020/3) (当連結会計年度)
受 注 高 (百万円)	71,644	71,792	78,294	73,773
売 上 高 (百万円)	85,063	85,502	91,524	86,922
経 常 利 益 (百万円)	10,129	9,030	10,104	9,326
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	6,040	5,741	6,391	6,971
1 株当たり当期純利益 (円)	133.52	126.93	141.30	153.93
総 資 産 (百万円)	105,625	114,434	117,218	115,753

(注) 1. 1 株当たり当期純利益は期中平均株式数により計算しております。

2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」(法務省令第5号 平成30年3月26日)を第86期から適用しており、第84期及び第85期に係る財産及び損益の状況については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。



(10) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社モリタ	1,000百万円	100 [%]	消防車の製造、販売
モリタ宮田工業株式会社	100百万円	100	消火器、消火設備等の製造、販売
株式会社モリタ環境テック	100百万円	100	環境機器の製造、販売及び環境プラントの設計、施工
株式会社モリタエコノス	400百万円	100	環境保全車輛の製造、販売
株式会社モリタテクノス	100百万円	100	消防車のオーバーホール
BRONTO SKYLIFT OY AB	1,515千ユーロ	100	屈折はしご付消防車及び高所作業車の製造、販売
株式会社北海道モリタ	30百万円	50	消防車の製造、販売

(注) 連結決算の対象会社は、当社及び連結子会社14社であります。

② 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(11) 主要な事業内容

当社の企業集団は、消防車、消火器、防災設備、環境保全車輛及び環境機器の製造販売並びに環境プラントの設計施工を主な内容として、さらに各事業に関連する製品・部品の製造及びサービス等の事業活動を展開しております。

セグメント	主 要 製 品
消防車輛事業	はしご付消防ポンプ自動車、化学消防ポンプ自動車、普通消防ポンプ自動車
防災事業	消火器、防災設備、その他防災関係製品
産業機械事業	リサイクル処理施設、各種ごみ処理施設、スクラップ処理施設、スクラップ処理機械
環境車輛事業	衛生車、塵芥車、各種環境保全車輛

(12) 主要な営業所及び工場

① 当社

大阪本社 大阪市中心区道修町三丁目6番1号
 東京本社 東京都港区芝五丁目36番7号

② 子会社

株式会社モリタ

本 社	兵庫県三田市
東京本社	東京都港区
営業拠点	仙台支店〔仙台市〕、名古屋支店〔名古屋市〕、関西支店〔兵庫県三田市〕、福岡支店〔福岡県糟屋郡粕屋町〕
生産拠点	三田工場〔兵庫県三田市〕

モリタ宮田工業株式会社

本 社	東京都江東区
営業拠点	東北営業部〔仙台市〕、中部営業部〔名古屋市〕、関西営業部〔大阪市〕、西日本営業部〔福岡県糟屋郡粕屋町〕
生産拠点	茅ヶ崎工場〔神奈川県茅ヶ崎市〕、栗原工場〔宮城県栗原市〕、上野事業所〔三重県伊賀市〕

株式会社モリタ環境テック

本 社	千葉県船橋市
営業拠点	東日本営業部〔千葉県船橋市〕、西日本営業部〔大阪市・名古屋市・福岡県糟屋郡粕屋町〕
生産拠点	船橋工場〔千葉県船橋市〕

株式会社モリタエコノス

本 社	兵庫県三田市
営業拠点	仙台支店〔仙台市〕、埼玉支店〔埼玉県上尾市〕、千葉支店〔千葉市〕、東京支店〔東京都江東区〕、神奈川支店〔横浜市〕、名古屋支店〔名古屋市〕、関西支店〔大阪府八尾市〕、広島支店〔広島市〕、四国支店〔高松市〕、福岡支店〔福岡県大野城市〕
生産拠点	本社工場〔兵庫県三田市〕

株式会社モリタテクノス

本 社 営業拠点	兵庫県三田市 東日本営業部 [千葉県船橋市・仙台市]、中部営業部 [名古屋市]、西日本営業部 [兵庫県三田市]、福岡営業部 [福岡県糟屋郡粕屋町]
生産拠点	三田工場 [兵庫県三田市]、関東工場 [千葉県船橋市]

BRONTO SKYLIFT OY AB

本 社 生産拠点	フィンランド共和国タンペレ市 タンペレ工場 [タンペレ市]、ポリ工場 [フィンランド共和国ポリ市]
-------------	--

(13) 従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,767名	17名増

(14) 主要な借入先及び金額

借 入 先	借 入 金 残 高
株式会社みずほ銀行	1,942 百万円
株式会社三井住友銀行	1,453
株式会社三菱UFJ銀行	1,371

(注) 上記の借入先及び借入金残高は、株式会社みずほ銀行を主幹事とするシンジケートローンの残高6,448百万円の一部であります。

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 180,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 46,918,542株 (自己株式1,589,093株を含む)
 (3) 株主数 4,637名
 (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持株比率
第一生命保険株式会社	3,265 千株	7.20 %
モリタ取引先持株会	2,231	4.92
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	2,115	4.67
株式会社みずほ銀行	2,087	4.61
三井住友信託銀行株式会社	2,082	4.59
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	2,048	4.52
株式会社三井住友銀行	2,007	4.43
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,973	4.35
エア・ウォーター株式会社	1,730	3.82
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE HCR00	908	2.01

(注) 持株比率は自己株式 (1,589,093株) を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2020年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長兼CEO	中 島 正 博	(株)モリタ 代表取締役会長 BRONTO SKYLIFT OY AB 取締役会議長 日野自動車(株) 社外監査役
代表取締役 社長執行役員	尾 形 和 美	(株)モリタ 代表取締役 社長執行役員
取締役 常務執行役員	森 本 邦 夫	グループ戦略本部長、モリタATIセンター長
取締役 執行役員	金 岡 真 一	経理・情報管理本部長
取締役	磯 田 光 男	弁護士法人三宅法律事務所 代表社員 (株)長谷工コーポレーション 社外監査役
取締役	川 西 孝 雄	(株)ユニリタ 社外取締役
常勤監査役	浅 田 栄 治	
常勤監査役	宮 崎 敦 志	
監査役	太 田 将	(株)アセントパートナーズ 代表取締役 ウェルス・マネジメント(株) 社外監査役 シミックホールディングス(株) 社外監査役
監査役	西 村 捷 三	西村法律会計事務所 所長

- (注) 1. 磯田光男、川西孝雄の両氏は、社外取締役であります。
2. 宮崎敦志、太田将、西村捷三の3氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役 宮崎敦志氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役 太田将氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役 西村捷三氏は、弁護士として企業法務に精通しており、また、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 社外取締役 磯田光男、川西孝雄の両氏は、(株)東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
7. 社外監査役 太田将、西村捷三の両氏は、(株)東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
8. 当期中の取締役の異動は次のとおりであります。
- (1) 新任
取 締 役 森 本 邦 夫 (2019年6月21日)
- (2) 退任
取 締 役 副 社 長 前 畠 幸 広 (2019年6月21日 任期満了)

(2)責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役(業務執行取締役等であるものを除く)及び監査役との間に、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。当該定款に基づき、当社は取締役 磯田光男、川西孝雄の両氏と監査役 太田将、西村捷三の両氏と責任限定契約を締結しております。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役	7名	121百万円 (うち社外取締役 2名 19百万円)
監査役	4名	39百万円 (うち社外監査役 3名 25百万円)

(注) 報酬等の額には以下のものが含まれています。

- ・当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額24百万円 (取締役4名に対して24百万円)
- ・当事業年度に係る譲渡制限付株式の付与による報酬計上額17百万円 (取締役4名に対して17百万円)

(4) 役員の報酬等の額の決定に関する方針

当社並びに当社グループ各社の取締役、執行役員の報酬は、当社グループの企業理念の下、経営の基本方針に基づき、当社グループの持続的かつ安定的な成長による企業価値向上を図るうえで、各々の役員が果たすべき役割を最大限に発揮するための対価として機能することを目的としております。

① 基本方針

- (イ)各々の役員が担う役割・責任や成果に応じた報酬体系とする。
- (ロ)当社グループの経営環境や業績の状況を反映した報酬体系とする。
- (ハ)経済・社会の情勢を踏まえて報酬体系・水準の見直しを行う。
- (ニ)役員報酬に係る規制・ガイドライン等を順守する。

② 報酬体系

(イ)代表取締役、取締役 役付執行役員

- ・基本的な報酬体系は、固定報酬としての「基本報酬」と、変動報酬としての「業績連動型報酬 (役員賞与)」としております。
- ・上記とは別に、「長期インセンティブ報酬」として譲渡制限付株式報酬を支給しております。

(ロ)取締役 執行役員、執行役員

- ・基本的な報酬体系は、固定報酬としての「基本報酬」と、変動報酬としての「業績連動型報酬 (役員賞与及び使用人賞与)」及び「長期インセンティブ報酬」としており

ます。

(ハ)社外取締役及び監査役（社外監査役含む）の基本的な報酬体系は、固定報酬としての「基本報酬」のみで業績連動に応じた変動報酬はありません。

③ 報酬決定機関について

役員の報酬に関する事項についての決定プロセスは、客観性、透明性を高めるとともにコーポレートガバナンスの向上を目的に、社外取締役2名を含む3名の取締役で構成される報酬諮問委員会を設置し、同委員会からの答申について取締役会で決議しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

該当事項はありません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

取締役会等への出席状況及び発言状況

区 分	氏 名	出席状況及び発言状況
取 締 役	磯 田 光 男	当期開催の取締役会12回全てに出席し、主に弁護士としての専門的な視点から、必要な発言を行っております。
取 締 役	川 西 孝 雄	当期開催の取締役会12回全てに出席し、主に経営者としての豊富な経験及び見識等から、必要な発言を行っております。
監 査 役	宮 崎 敦 志	当期開催の取締役会12回及び監査役会14回全てに出席し、主に金融機関での豊富な経験から、必要な発言を行っております。
監 査 役	太 田 将	当期開催の取締役会12回及び監査役会14回全てに出席し、主にコンサルタント機関での豊富な知識と経験から、必要な発言を行っております。
監 査 役	西 村 捷 三	当期開催の取締役会12回及び監査役会14回全てに出席し、主に弁護士としての専門的な視点から、必要な発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬額の同意について

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や監査報酬の見積り根拠などを検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	34百万円
-------------------------	-------

(4) 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

38百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額には金融商品取引法に基づく監査に対する報酬を含めております。
2. 当社の重要な子会社のうち、BRONTO SKYLIFT OY ABは当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。当該解任をした場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に開催される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、監査役会が会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 内部統制システム構築の基本方針

当社は、『当社は、心を込めたモノづくりと、絶えざる技術革新によって、「安全で住みよい豊かな社会」に貢献し、真摯な企業活動を通じて社会との調和を図ります』という企業理念に基づき、当社グループの業務の適正を確保するため、その構築に関する基本方針を以下のとおり定めております。

① 取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会は、取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保し、会社の業務執行を適正に行うため、実効性のある内部統制システムの構築・運用に努める。当社グループは、「モリタグループ コンプライアンス基本方針」に基づき、これを実行化する組織や規程を整備することで、取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制を整えている。

(イ)コンプライアンスを統括する組織として、当社及び主な子会社に、コンプライアンス委員会を設置している。

(ロ)当社代表取締役を委員長とするコンプライアンス委員会は独立して、内部通報等により明らかになったリスク情報に関し、事実関係調査、対応の決定、取締役会への報告、フィードバック、会社への報告、再発防止策の提案・実行等を担う。

(ハ)リスク情報の早期発見と不正抑制効果を高めるため、社内及び社外に内部通報窓口を設置し、内部通報があった場合、コンプライアンス委員会は事実関係調査、対応の決定、報告、再発防止策の提案・実行等を担う。

② 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

(イ)取締役は、職務執行にかかる電磁的記録を含む文書、その他の重要な情報を、法令及び社内規定に基づき適正に保存、管理する。

(ロ)監査役は、取締役の職務執行にかかる文書等情報の保存及び管理について、関連諸規定に準拠して実施されているかについて監査し、必要に応じて取締役会に報告する。

(ハ)取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧することができる。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループの事業や投資にかかわるリスクは、取締役会やグループ経営会議等の各種会議体において、全社的に管理している。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(イ)当社及び主な子会社は、経営と業務執行を明確に区分するため、執行役員制度を採用し、取締役による経営の意思決定を効率的かつ迅速に行っている。

(ロ)当社においては取締役会を毎月1回定期的に開催し、緊急決議を要する場合には、臨時取締役会を開催している。また、子会社においても取締役会を定期的に開催し、取締役会規則に基づき経営に関する重要事項について決議している。

(ハ)当社及び主な子会社の代表者等によるグループ経営会議を原則月1回定期的に開催し、経営計画の進捗報告や重点課題について多面的に討議を行い、取締役会の実効性を高めている。

⑤ 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(イ)当社の担当部門は、グループ各社から業績や経営状況について定期的に報告を受けている。グループ経営会議において、グループ各社の経営計画・年度予算、経営の重要事項についての報告・討議を行い、グループ各社と連携を図りながら、業務の適正を確保している。また、連結対象子会社とは、四半期決算ごとに連絡会議を設けて、適正な決算業務の運営に努めている。

(ロ)当社グループ各社の取締役や監査役に当社の役職員を非常勤で兼務させ、取締役会等重要な会議への出席によって、情報を取得している。

(ハ)当社の監査役は、計画的に当社グループ各社の監査に赴き、子会社等の業務執行状況を監査している。

(ニ)当社の社長直轄の監査室は、計画的に当社グループ各社の業務監査を実施し、法令や社内規則に則って適正に業務が行われているかを監査している。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の職務執行を補助する使用人を選任し、監査役の指揮命令のもと、業務を補助する体制をとっている。

⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(イ)前号の使用人の人事については、常勤監査役の事前の同意を得ることで、取締役からの独立性を確保している。

(ロ)監査役の職務を補助する前号の使用人に対する指揮命令権限は、その業務の範囲内においては、監査役または監査役会に帰属するものとし、取締役、執行役員及びその他の使用人は指揮命令権限を有しない。

⑧ 当社及び当社子会社の取締役等及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制

(イ)当社グループ各社の業務執行を担当する執行役員及び使用人は、定期的に行われる取締役会において、担当部門の業務執行報告を行い、監査役は常に取締役会に出席してその報告を受ける。

(ロ)当社グループ各社の取締役等及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは直ちに監査役に報告する。

(ハ)内部通報制度により使用人から通報を受け付けた場合は、コンプライアンス委員会が通報された事実関係の調査にあたる。また、コンプライアンス委員会には監査役も委員として参画し、不正事故情報についても早期に監査役に報告できる体制を整えている。

⑨ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループの取締役等及び使用人が監査役への報告を行った場合、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する旨をコンプライアンス規定に定めている。

- ⑩ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理にかかる方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払または償還等の請求をしたときは、当該請求にかかる費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

- ⑪ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(イ)監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程や業務の執行状況を把握するため、当社グループ各社の定期的な報告会議等に参加するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要文書を閲覧して、必要に応じて取締役や執行役員、使用人にその説明を求めている。

(ロ)監査役は、会計監査人から会計監査の内容について説明を受けるとともに、情報交換を行うなど連携を図っている。

(ハ)監査役は、内部監査の監査室と緊密な連携を保つとともに、必要に応じて監査室に調査を依頼する。

(ニ)代表取締役は、監査役と定期的な報告会を実施するとともに、監査役との意思の疎通を図っている。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① コンプライアンス・リスク管理について

コンプライアンスを統括する組織として、当社及び主な子会社に、コンプライアンス委員会を設置しており、コンプライアンスに関する取組みとして、当社及び子会社の役員・管理職を対象とした研修を通してコンプライアンス意識の向上に努めている。また、当社グループの事業や投資に関わるリスクは、取締役会やグループ経営会議等の各種会議体において、全社的に管理している。

② 職務執行の効率性確保

職務の執行が効率的に行われることに対する取組みとして、当社の取締役会を当事業年度は12回開催した。また、当社及び主な子会社は、経営と業務執行を明確に区分するため、執行役員制度を採用し、取締役による経営の意思決定を効率的かつ迅速に行っている。さらに、当社及び主な子会社の代表者等によるグループ経営会議を原則月1回定期的に開催し、経営計画の進捗報告や重点課題について多面的に討議を行い、取締役会の実効性を高めている。

③ 監査役監査の実効性確保について

監査役の監査が実効的に行われることに対する取組みとして、当社の取締役会のほか、当社グループ各社の定期的な報告会議等に出席するとともに、稟議書類等業務執行に関する重要文書を閲覧し、必要に応じて取締役や執行役員、使用人に説明を求めている。また、代表取締役との意見交換会を定期的に実施しているほか、会計監査人及び監査室とも定期的に連絡会を開催している。

(3) 反社会的勢力排除に向けた基本方針

当社は、第1項の企業理念のとおり、常に反社会的な個人、団体に対しては、特殊な取引、金銭の要求に応じないことはもちろん、一切の関係を遮断することを基本方針としております。

また、総務部を対応総括窓口として、大阪府企業防衛連合協議会に参画して、警察当局とも連携を保ち、必要に応じて情報交換を行っております。

(4) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

(5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元につきましては、財務体質と企業基盤の強化を図りつつ、「安定的な配当の継続及び向上」を基本方針として、「DOE（株主資本配当率）2.5%以上を目安とする」という基準を設定しております。この方針のもと、当期の年間配当金につきましては、前期より普通配当として4円増配の1株当たり38円を実施させていただきます。

なお、当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回としており、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、定款に従い、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができることとしております。

以上のご報告のうち、金額及び株数は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流動資産	64,171	流動負債	29,508
現金及び預金	15,738	支払手形及び買掛金	10,178
受取手形及び売掛金	27,304	電子記録債務	7,951
電子記録債権	1,494	1年内返済予定の長期借入金	1,816
たな卸資産	18,318	未払金	1,267
その他	1,576	未払法人税等	1,956
貸倒引当金	△262	未払消費税等	742
固定資産	51,582	賞与引当金	1,207
有形固定資産	33,965	役員賞与引当金	110
建物及び構築物	11,224	製品保証引当金	383
機械装置及び運搬具	2,964	その他	3,894
土地	18,741	固定負債	14,910
建設仮勘定	34	長期借入金	6,132
その他	999	繰延税金負債	2,827
無形固定資産	3,468	退職給付に係る負債	3,991
のれん	2,551	役員退職慰労引当金	16
商標権	455	再評価に係る繰延税金負債	505
ソフトウエア	252	その他	1,436
ソフトウエア仮勘定	50	負 債 合 計	44,419
その他	157	(純資産の部)	
投資その他の資産	14,149	株主資本	70,826
投資有価証券	9,432	資本金	4,746
退職給付に係る資産	981	資本剰余金	4,429
繰延税金資産	1,482	利益剰余金	63,068
その他	2,809	自己株式	△1,417
貸倒引当金	△557	その他の包括利益累計額	△676
		その他有価証券評価差額金	3,042
		繰延ヘッジ損益	△0
		土地再評価差額金	△2,691
		為替換算調整勘定	△616
		退職給付に係る調整累計額	△410
		非支配株主持分	1,184
資 産 合 計	115,753	純 資 産 合 計	71,334
		負 債 純 資 産 合 計	115,753

連結損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		86,922
売上原価		64,202
売上総利益		22,719
販売費及び一般管理費		13,864
営業利益		8,855
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	211	
賃貸収入	82	
持分法による投資利益	195	
その他	187	677
営業外費用		
支払利息	64	
為替差損	40	
その他	100	206
経常利益		9,326
特別利益		
固定資産売却益	1,925	1,925
特別損失		
固定資産除却損及び売却損	363	
投資有価証券売却損	49	
投資有価証券評価損	49	
会員権売却損	8	
会員権評価損	1	
事務所移転費用	46	
災害による損失	195	713
税金等調整前当期純利益		10,537
法人税、住民税及び事業税	3,349	
法人税等調整額	99	3,448
当期純利益		7,089
非支配株主に帰属する当期純利益		117
親会社株主に帰属する当期純利益		6,971

連結株主資本等変動計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位: 百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2019年4月1日残高	4,746	4,331	57,782	△1,502	65,357
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△1,720		△1,720
親会社株主に帰属 する当期純利益			6,971		6,971
自己株式の取得				△4	△4
自己株式の処分		97		89	186
土地再評価差額金の取崩			34		34
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	97	5,286	85	5,468
2020年3月31日残高	4,746	4,429	63,068	△1,417	70,826

(単位: 百万円)

	その他の包括利益累計額						非支配 株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
2019年4月1日残高	4,283	△1	△2,656	△212	△230	1,181	1,068	67,607
連結会計年度中の変動額								
剰余金の配当								△1,720
親会社株主に帰属 する当期純利益								6,971
自己株式の取得								△4
自己株式の処分								186
土地再評価差額金の取崩								34
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△1,241	1	△34	△404	△179	△1,857	115	△1,741
連結会計年度中の変動額合計	△1,241	1	△34	△404	△179	△1,857	115	3,726
2020年3月31日残高	3,042	△0	△2,691	△616	△410	△676	1,184	71,334

連結注記表

＜連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等＞

1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社……………14社

株式会社モリタ、モリタ宮田工業株式会社、株式会社モリタ環境テック、株式会社モリタエコノ
ス、株式会社モリタテクノス、BRONTO SKYLIFT OY AB、株式会社北海道モリタ、その他7社

(2) 主要な非連結子会社名

康鴻森田（香港）有限公司

非連結子会社の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う
額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

3. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数……2社

株式会社モリタ東洋、南京晨光森田環保科技有限公司

当連結会計年度において、当社が保有する(株)ミヤタサイクルの株式をすべて売却しております。こ
れに伴い、当連結会計年度より同社を持分法適用の範囲から除外しております。なお、除外までの期
間の損益は、持分法による投資利益に含まれております。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社

鹿児島森田ポンプ株式会社、康鴻森田（香港）有限公司、その他4社

持分法非適用会社は、それぞれ連結純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体
としても重要性がないため、持分法適用の範囲から除外しております。

4. 持分法の適用の手続きについて特に記載する必要があると認められる事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる南京晨光森田環保科技有限公司については、同社の
事業年度に係る計算書類を使用しております。株式会社モリタ東洋については、連結決算日現在で実施した
仮決算に基づく計算書類を使用しております。

5. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、BRONTO SKYLIFT OY AB及びその子会社4社の決算日は12月31日であります。
連結決算日との差異は3か月以内であるため、当該連結子会社の事業年度に係る計算書類を基礎として連結
を行っております。ただし、連結決算日までの間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っ
ております。

6. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの……移動平均法による原価法

② たな卸資産

評価基準 原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）

評価方法 製品及び仕掛品……主として個別法

原材料……主として移動平均法

貯蔵品……最終仕入原価法

③ デリバティブ 時価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産、使用権資産を除く）

当社及び国内連結子会社は定率法を採用しております。なお耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。在外連結子会社は定額法を採用しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

④ 使用権資産

資産の耐用年数またはリース期間のうちいずれか短い期間に基づく定額法を採用しております。

⑤ 長期前払費用

期間内均等償却を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

- ② 賞与引当金
従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当連結会計年度末における支給見込額を計上しております。
 - ③ 役員賞与引当金
役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当連結会計年度末における支給見込額を計上しております。
 - ④ 製品保証引当金
販売済み製品についてのアフターサービス費用及び無償修理費の支出に備えるため、過去の実績に基づいて必要額を計上しております。
 - ⑤ 役員退職慰労引当金
一部の連結子会社は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。
- (4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項
- ① 収益及び費用の計上基準
完成工事高及び完成工事原価の計上基準
 - ・ 工事の進行途上においても、その進捗部分について成果の確実性が認められる場合
工事進行基準によっております。
 - ・ 上記の要件を満たさない場合
工事完成基準によっております。
 - ・ 決算日における工事進捗度の見積方法
工事進行基準における原価比例法
 - ② 重要なヘッジ会計の方法
ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理を採用しております。
なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっており、振当処理の要件を満たしている為替予約については、振当処理によっております。また、一体処理（特例処理、振当処理）の要件を満たしている金利通貨スワップについては、一体処理によっております。
ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段……金利スワップ、為替予約、金利通貨スワップ
ヘッジ対象……借入金の利息、外貨建債権債務等、外貨建借入金及び利息
ヘッジ方針
当社グループの内部規程に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジするためにデリバティブ取引を行っております。

ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の間に高い相関関係があることを確認し、有効性の評価方法としております。

③ 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。当連結会計年度末における年金資産が、退職給付債務の額を超過する場合には、投資その他の資産「退職給付に係る資産」に計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。ただし、一部の連結子会社においては定率法を採用しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。ただし、一部の連結子会社においては定率法を採用しております。

なお、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

④ 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、各社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

⑤ のれんの償却に関する事項

のれんは10年間で均等償却しております。ただし、金額が僅少の場合は、発生年度に全額償却する方法によっております。

⑥ 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理方法は、税抜方式によっております。

<会計方針の変更に関する注記>

当連結会計年度より、在外連結子会社において、IFRS第16号「リース」を適用しております。これにより、リースの借手は、原則としてすべてのリースを貸借対照表に資産及び負債として計上しております。

なお、この適用による当連結会計年度の連結計算書類に与える影響額については、軽微であります。

■ 連結計算書類

<連結貸借対照表に関する注記>

1. 有形固定資産の減価償却累計額 27,016百万円
2. 企業立地投資奨励金等による圧縮記帳額 139百万円
3. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。
 - ・再評価の方法……………土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行って算出しております。
 - ・再評価を行った年月…2002年3月31日
 - ・再評価を行った土地の当期末の時価の合計額が当該再評価後の帳簿価額を下回る金額
…943百万円

<連結株主資本等変動計算書に関する注記>

1. 当連結会計年度末日における発行済株式の数 普通株式 46,918,542株
2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当
 - (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年4月26日 取締役会	普通株式	859	19.00	2019年3月31日	2019年5月31日
2019年10月31日 取締役会	普通株式	861	19.00	2019年9月30日	2019年12月2日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年4月28日 取締役会	普通株式	利益剰余金	861	19.00	2020年 3月31日	2020年 6月4日

＜金融商品に関する注記＞

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金、設備投資資金及び企業買収資金であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。なお、デリバティブ取引は内部管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額(*1)	時価(*1)	差額
(1) 現金及び預金	15,738	15,738	—
(2) 受取手形及び売掛金	27,304	27,286	△18
(3) 投資有価証券			
其他有価証券	9,174	9,174	—
(4) 支払手形及び買掛金	(10,178)	(10,178)	—
(5) 電子記録債務	(7,951)	(7,951)	—
(6) 長期借入金(*2)	(7,948)	(7,891)	57
(7) デリバティブ取引	0	0	—

(*1) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(*2) 1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めて表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに債権額を満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割引いた現在価値によっております。

(3) 投資有価証券

投資有価証券の時価については、株式は取引所の価格によっております。

(4) 支払手形及び買掛金、(5) 電子記録債務、

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

■ 連結計算書類

(6) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており（下記(7)参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

(7) デリバティブ取引

金利スワップの特例処理及び金利通貨スワップの一体処理（特例処理、振当処理）によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております（上記（6）参照）。また、為替予約の振当処理によるものは、売掛金及び買掛金と一体として処理されているため、その時価は、当該売掛金及び買掛金の時価に含めて記載しております（上記（2）、（4）参照）。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

（単位：百万円）

区分	2020年3月31日
非上場株式	44
非連結子会社株式及び関連会社株式	214

上記については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

< 賃貸等不動産に関する注記 >

重要な賃貸等不動産がないため、注記は省略しております。

< 1株当たり情報に関する注記 >

1. 1株当たり純資産額	1,547円57銭
2. 1株当たり当期純利益（期中平均株式数による）	153円93銭

< 重要な後発事象に関する注記 >

該当事項はありません。

計算書類

貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流動資産	16,091	流動負債	6,033
現金及び預金	10,597	電子記録債務	7
前払費用	23	1年内返済予定の長期借入金	1,816
短期貸付金	4,367	未払金	261
未収法人税等	509	未払費用	24
その他	594	未払法人税等	205
固定資産	48,285	預り金	3,583
有形固定資産	23,764	賞与引当金	99
建物	8,610	役員賞与引当金	24
構築物	602	その他	11
機械装置	560	固定負債	7,690
工具、器具及び備品	98	長期借入金	6,132
土地	13,890	預り保証金	133
建設仮勘定	2	繰延税金負債	686
その他	0	退職給付引当金	218
無形固定資産	77	再評価に係る繰延税金負債	505
ソフトウェア	63	その他	14
その他	14	負 債 合 計	13,723
投資その他の資産	24,442	(純 資 産 の 部)	
投資有価証券	4,716	株主資本	52,416
関係会社株式	19,153	資本金	4,746
前払年金費用	119	資本剰余金	4,429
その他	452	資本準備金	1,638
		その他資本剰余金	2,790
		利益剰余金	44,725
		利益準備金	1,234
		その他利益剰余金	43,490
		配当準備積立金	1,000
		固定資産圧縮積立金	1,236
		別途積立金	35,039
		繰越利益剰余金	6,215
		自己株式	△1,483
		評価・換算差額等	△1,763
		その他有価証券評価差額金	927
		土地再評価差額金	△2,691
資 産 合 計	64,376	純 資 産 合 計	50,653
		負 債 純 資 産 合 計	64,376

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

■ 計算書類

損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
営業収益		7,988
営業費用		2,991
営業利益		4,996
営業外収益		
受取利息	45	
受取配当金	150	
その他	160	355
営業外費用		
支払利息	47	
為替差損	26	
その他	33	108
経常利益		5,244
特別利益		
固定資産売却益	1,924	
関係会社株式売却益	34	1,958
特別損失		
固定資産除却損及び売却損	357	
投資有価証券売却損	49	
投資有価証券評価損	49	
会員権売却損	8	
会員権評価損	1	
事務所移転費用	21	488
税引前当期純利益		6,714
法人税、住民税及び事業税	614	
法人税等調整額	8	623
当期純利益		6,090

株主資本等変動計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金				利益 剰余金 合計
						配当準備 積立金	固定資産 圧縮 積立金	別途 積立金	繰越利益 剰余金	
2019年4月1日残高	4,746	1,638	2,692	4,331	1,234	1,000	1,245	32,039	4,801	40,320
事業年度中の変動額										
剰余金の配当									△1,720	△1,720
当期純利益									6,090	6,090
固定資産圧縮積立 金の取崩							△9		9	－
別途積立金の積立								3,000	△3,000	－
自己株式の取得										
自己株式の処分			97	97						
土地再評価差額金 の取崩									34	34
株主資本以外の項 目の事業年度中 の変動額（純額）										
事業年度中の変動額合計	－	－	97	97	－	－	△9	3,000	1,413	4,404
2020年3月31日残高	4,746	1,638	2,790	4,429	1,234	1,000	1,236	35,039	6,215	44,725

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

■ 計算書類

(単位：百万円)

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
2019年4月1日残高	△1,569	47,829	1,633	△2,656	△1,023	46,806
事業年度中の変動額						
剰余金の配当		△1,720				△1,720
当期純利益		6,090				6,090
固定資産圧縮積立 金の取崩		－				－
別途積立金の積立		－				－
自己株式の取得	△4	△4				△4
自己株式の処分	89	186				186
土地再評価差額金 の取崩		34				34
株主資本以外の項 目の事業年度中の 変動額（純額）			△705	△34	△740	△740
事業年度中の変動額合計	85	4,587	△705	△34	△740	3,847
2020年3月31日残高	△1,483	52,416	927	△2,691	△1,763	50,653

個別注記表

＜重要な会計方針に係る事項に関する注記＞

1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの……移動平均法による原価法

(2) デリバティブ 時価法

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。なお耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(4) 長期前払費用

期間内均等償却を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当事業年度末において、一般債権については貸倒実績率がゼロのため、貸倒懸念債権等特定の債権については対象とすべき特定の債権がないため、貸倒引当金の繰入を行っておりません。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当事業年度末における支給見込額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当事業年度末における支給見込額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を発生翌事業年度から費用処理しております。

なお、当事業年度末における年金資産が、退職給付債務から数理計算上の差異等を控除した額を超過する場合には、投資その他の資産「前払年金費用」に計上しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. ヘッジ会計の処理方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理によっており、振当処理の要件を満たしている為替予約については、振当処理によっております。また、一体処理（特例処理、振当処理）の要件を満たしている金利通貨スワップについては、一体処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……金利スワップ、為替予約、金利通貨スワップ

ヘッジ対象……借入金の利息、外貨建債権債務等、外貨建借入金及び利息

(3) ヘッジ方針

当社の内部規程に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジするためにデリバティブ取引を行っております。

(4) ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の間に高い相関関係があることを確認し、有効性の評価方法としております。

7. 消費税等の処理方法

消費税等の会計処理方法は、税抜方式によっております。

＜貸借対照表に関する注記＞

1. 有形固定資産の減価償却累計額 10,416百万円

2. 保証債務

次の会社に対して、債務保証を行っております。

銀行借入金

BRONTO SKYLIFT OY AB 294百万円

履行保証等

BRONTO SKYLIFT OY AB 848百万円

3. 関係会社に対する金銭債権・金銭債務 短期金銭債権 4,802百万円

短期金銭債務 3,501百万円

4. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

・再評価の方法……………土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行って算出しております。

・再評価を行った年月……………2002年3月31日

・再評価を行った土地の当期末の時価の合計額が当該再評価後の帳簿価額を下回る金額
……943百万円

＜損益計算書に関する注記＞

関係会社との取引高 営業収益 7,988百万円

営業費用 20百万円

営業取引以外の取引高 80百万円

＜株主資本等変動計算書に関する注記＞

当事業年度末日における自己株式の数 普通株式 1,589,093株

■ 計算書類

<税効果会計に関する注記>

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

賞与引当金	30百万円
退職給付引当金	156
役員退職慰労引当金（長期末払金）	4
株式報酬費用	7
償却限度超過額	49
投資有価証券評価損	63
会員権評価損	10
関係会社株式評価損	36
減損損失	282
土地再評価に係る繰延税金資産	1,173
その他	67
繰延税金資産小計	1,882
評価性引当額	△1,573
繰延税金資産合計	308

(繰延税金負債)

前払年金費用	△36
その他有価証券評価差額金	△408
固定資産圧縮積立金	△544
土地再評価に係る繰延税金負債	△505
その他	△5
繰延税金負債合計	△1,500

繰延税金資産の純額	△1,191
-----------	--------

<リースにより使用する固定資産に関する注記>

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1 年内	42百万円
1 年超	939百万円
合計	982百万円

<関連当事者との取引に関する注記>

当社の子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	(株)モリタ	兵庫県 三田市	1,000	消防車の製造、販売	(所有) 直接 100.0	経営指導、不動産の賃貸、資金貸借関係、役員の兼任	経営指導料	1,128	未収入金	103
							不動産賃貸収入	552	未収入金	50
							資金の受入	△2,000	預り金	—
							利息の支払	2	—	—
	モリタ宮田工業(株)	東京都 江東区	100	消火器、消火設備等の製造、販売	(所有) 直接 100.0	経営指導、不動産の賃貸、資金貸借関係、役員の兼任	資金の貸付	△550	短期貸付金	3,940
							利息の受取	27	—	—
	(株)モリタ環境テック	千葉県 船橋市	100	環境機器の製造、販売及び環境プラントの設計、施工	(所有) 直接 100.0	経営指導、不動産の賃貸、資金貸借関係、役員の兼任	資金の受入	—	預り金	1,400
							利息の支払	4	—	—
	(株)モリタテクノス	兵庫県 三田市	100	消防車のオーバーホール	(所有) 直接 100.0	経営指導、不動産の賃貸、資金貸借関係、役員の兼任	資金の受入	△400	預り金	1,200
							利息の支払	4	—	—
	BRONTO SKYLIFT OY AB	フィンランド 共和国 タンペレ市	1,515千ユーロ	屈折はしご付消防車及び高所作業車の製造、販売	(所有) 直接 100.0	経営指導、資金貸借関係、債務保証、役員の兼任	債務保証	1,142	—	—

(注) 1. 取引金額については消費税等を除いて表示しており、期末残高については消費税等を含めて表示しております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方法等

・経営指導料につきましては、当社より提示した料率に基づいた金額を契約により決定しております。

・不動産賃貸収入につきましては、近隣の取引実勢に基づいて賃貸料金額を決定しております。

・資金の貸付・受入につきましては、短期での反復取引のため、取引金額は前事業年度末時点との差引金額を表示しております。また、金利につきましては、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

3. BRONTO SKYLIFT OY ABの借入金、履行保証等について、債務保証を行っております。

■ 計算書類

＜ 1 株当たり情報に関する注記＞

1. 1 株当たり純資産額	1,117円45銭
2. 1 株当たり当期純利益（期中平均株式数による）	134円47銭

＜重要な後発事象に関する注記＞

該当事項はありません。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月19日

株式会社 モリタホールディングス
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

大阪事務所
指定有限責任社員 公認会計士 森内茂之 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 大好慧 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社モリタホールディングスの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社モリタホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月19日

株式会社 モリタホールディングス

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 森内 茂之 ㊞
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 大好 慧 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社モリタホールディングスの2019年4月1日から2020年3月31日までの第87期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第87期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人 太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月21日

株式会社モリタホールディングス 監査役会

常勤監査役 浅田 栄 治㊟

常勤監査役
(社外監査役) 宮崎 敦 志㊟

監査役
(社外監査役) 太田 将㊟

監査役
(社外監査役) 西村 捷 三㊟

以 上

MEMO

[illegible]

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

MEMO

This image shows a single page of white paper with horizontal blue or grey ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page, leaving small margins at the top and bottom. There is no handwriting or other markings on the paper.

MEMO

[illegible]

株主総会会場 ご案内略図

トレードピア淀屋橋 19階
TKPガーデンシティ大阪淀屋橋
大阪市中央区今橋2-5-8



会場が前回と異なっておりますので、お間違えのないようご注意ください。

交通の ご案内

Osaka Metro 御堂筋線 淀屋橋駅 8番出口 徒歩5分

京阪本線 淀屋橋駅 19番出口 徒歩5分

Osaka Metro 堺筋線 北浜駅 2番出口 徒歩5分

※当会場には、駐車場、駐輪場がございませんので、あしからずご了承くださいますようお願い申し上げます。

株式会社 **モリタホールディングス**

<https://www.morita119.com/>

UD FONT

見やすく読みまちがえにくいユニバーサル
デザインフォントを採用しています。